

南陽市告示第78号

南陽市緊急経済対策利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年5月23日

南陽市長 塩田 秀雄

南陽市緊急経済対策利子補給補助金交付要綱

南陽市緊急経済対策利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災の影響により経営が悪化したことにより、資金を借り受けて経営基盤の安定を図ろうとする中小企業者に対し、市が予算の範囲内で利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 取扱金融機関 市内の銀行、信用金庫、信用組合及び日本政策金融公庫

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を置く中小企業者で、市内において同一事業を引き続き1年以上経営しているもの
- (2) 市税の滞納がない者

(対象資金等)

第4条 補助金の交付対象となる資金は、震災対応の融資制度又は保証制度により取扱金融機関が融資する資金とする。

2 補助金の交付対象となる資金の上限は、2,000万円とする。

(認定申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、あらかじめ南陽市緊急経済対策利子補給認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 市税に係る納税証明書の写し
- (2) 借用証書の写し
- (2) 償還明細書の写し

(実行報告)

第6条 対象資金を融資した取扱金融機関は、融資実行月の翌月10日までに実行報告書(様式第2号)を市に提出するものとする。

(補助金の交付方法及び交付額)

第7条 補助金は、毎年3月1日から8月31日までの期間(以下「前期分」という。)及び9月1日から2月末日までの期間(以下「後期分」という。)に区分し、それぞれの期間ごとに交付する。

2 交付額は、毎月の借入残高の1パーセント相当額と支払利子額のいずれか低い額とする。

3 補助金を交付する期間は、償還期間にかかわらず、貸付実行日から3年以内とする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金交付申請書及び実績報告書の提出は、南陽市緊急経済対策利子補給補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第3号)により、取扱金融機関発行の返済口座履歴照会表を添付し、次の各号に定める日までに行うものとする。

- (1) 前期分 9月10日
- (2) 後期分 3月10日

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、規則第6条の規定に基づき、補助金の交付を決定する。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取消しし若しくは停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 融資資金を目的外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 融資を受けた取扱金融機関への返済が滞るなど当該取扱金融機関と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。